

社会福祉法人誠仁会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠仁会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、他の理事に準じて報酬を支給する。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間52万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間21万円以内とする。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬)

第5条 理事長及び理事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年 6月 6日から施行する。

別表 1 (出席及び監査指導報酬日額)

名 称	職 務	報 酬
理事会出席報酬	理事	10,000円(源泉所得税引後)
	監事	10,000円(源泉所得税引後)
評議員会出席報酬	評議員	10,000円(源泉所得税引後)
	理事	10,000円(源泉所得税引後)
	監事	10,000円(源泉所得税引後)
評議員選任・解任委員会出席報酬	理事	10,000円(源泉所得税引後)
	監事	10,000円(源泉所得税引後)
	評議員	10,000円(源泉所得税引後)
監事監査指導報酬	監事	10,000円(源泉所得税引後)